○奈良県警察処務規程の制定について（昭和41年12月27日例規第38号）

［沿革］　昭和51年12月例規第30号、61年３月第10号、平成元年５月第28号、４年７月第40号、７年11月第71号、８年６月第24号、９年８月第32号、10年11月第42号、11年２月第４号、３月第14号、15年２月第６号、３月第７号、16年６月第22号、22年12月第24号、23年12月第43号、25年３月第11号、26年２月第５号、27年２月第２号、７月第17号、29年３月第６号、12月第31号、30年12月第32号、31年３月第18号、令和２年３月第11号、令和３年３月第16号改正

奈良県警察の処務については、従来、奈良県警察本部処務規程（昭和30年４月奈良県警察本部訓令第12号）および警察署処務規程（奈良県警察本部訓令第22号）により運用されてきたのであるが、その内容において相当部分にわたり実情にそわない点が生じたので、このたび、一本化した奈良県警察処務規程（奈良県警察本部訓令第18号）を制定し、昭和42年１月１日から施行することになったから、次のことがらに留意して運用上誤りのないようにされたい。

記

第１　趣旨

この規程は、奈良県警察における事務処理その他について適正、かつ効率的運用を図るため、必要なことを定めたものである。

第２　要点

１　規程を一本化した。

従来、二本立てとなっていた旧規程を一本にまとめた。

２　勤務時間を規定化した。

勤務時間については、従来、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年３月奈良県人事委員会規則第16号）に基づいていたが、これを規定化した。

３　報告及び通報制度を整備した。

事件（事故）の適正、敏速な処理体制を確立するため、警察署長から本部長に対する「即報事項」を規定化したほか、従来他の規程により行われていた即報受理の窓口を一本化して即報事務の合理化を図った。

４　その他

旧規程中、内容及び体制において実情にそわない条項について所要の整備を行った。

第３　運用上の留意事項

１　代決等について（第３条～第７条）

(1)　代決とは、決裁権者（専決権者を含む。）が不在の場合、これに代わってあらかじめ指定された者が決裁することである。専決が常態的な内部委任であるのに対し、代決は、臨時例外的な処置である点で両者は異なる。それがため事務の処理後速やかに決裁権限を有する者の決裁を受けなければならない。

なお、「不在」とは、出張、病気その他の事故により職務をとりえない状態にある場合をさす。

(2)　事務の代決は、急を要する場合の一般的な事務処理の方法を規定したもので、他の規程に事務処理の方法が規定されている場合（例えば犯罪捜査の指揮等）は、当該規程の定めるところによらなければならない。

(3)　部長の決裁事務で、部長及び主管課長がともに不在のときは、次席（隊にあっては副隊長）は、その事務を代決することはできず、本部長の決裁を受けるものとする。

2　重要、異例又は疑義のある事項（第７条）

重要、異例又は疑義のある事項とは、その処分が後日行政訴訟等の問題となるおそれのあるもの及び他の機関と連絡調整を必要と認められる重要な事務又は世論の注目を集め、あるいは政治的な背景を持った事案等で、重大な事案に発展する可能性のあるもの等複雑な要素を持った事務をいう。

3　総合運営会議の運営要領等について（第12条の２）

総合運営会議の構成、運用要領等は、次のとおりとする。

(1)　構成

総合運営会議（以下「会議」という。）は、警務部長、警務部参事官、生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官及び警備部参事官をもって構成する。

(2)　審議事項

会議においては、警察運営上重要な事項のうち、各部門間の連絡調整を図り、又は協議打合せ等を必要とする事項その他警務部長が必要と認める事項について審議するものとする。

(3)　会議

ア　会議は、必要がある場合に警務部長が招集する。

イ　警務部長に事故あるときは、警務部参事官がその職務を代理する。

ウ　警務部長は、審議のため必要があると認めるときは、(1)の構成員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

エ　警務部参事官、生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官又は警備部参事官に事故あるときは、当該部の調査官が出席するものとする。

オ　会議で審議した事項のうち必要のあるものについては、その結果を部長会議に報告するものとする。

(4)　議題の提出

会議において審議すべき事項がある場合は、会議の前日までに警務部参事官に議題を提出するものとする。

(5)　庶務

会議の庶務は警務部警務課（以下「警務課」という。）が行うものとする。

4　文書の種類、取扱方法等について（第20条）

文書の種類、取扱方法等について「別に定めるところによる。」とは、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年３月奈良県警察本部訓令第７号）をさす。

5　公印の制定について（第21条）

公印の制定について「別に定めるところによる。」とは、奈良県警察公印規程（昭和36年８月本部訓令第６号）をさす。

6　服務について（第22条）

服務について「別に定めるところによる。」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）奈良県警察職員服務規程（昭和30年４月本部訓令第14号。以下「服務規程」という。）等をさす。

7　職場を離れるときの処置について（第23条第２項）

この場合、上司に対する報告は口頭でよい。

8　決裁について（第30条）

決裁とは、最終的な意思決定を意味するものである。従って、その意味で専決も代決も決裁の一形態であるが、決裁過程における各職の意思決定は、最終的意思決定ではないのでここにいう決裁ではない。

9　業務日誌について（第37条）

(1)　別に定める職員とは、次に掲げるものをいう。

ア　警視又は同相当の職員

イ　次席、次長、副所長又は副隊長の職にある職員

ウ　初任科又は一般職員初任科の学生

エ　会計年度任用職員

オ　奈良県警察被留置者の留置に関する訓令（平成19年７月奈良県警察本部訓令第19号）に規定する看守勤務日誌（別記様式第９号）を作成することとされている職員

カ　奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年９月奈良県警察本部訓令第11号

）に規定する次に掲げる日誌を作成することとされている職員

(ｱ)　交番所長等勤務日誌（別記様式第６号）

(ｲ)　活動日誌（別記様式第７号）

(ｳ)　地域警察幹部勤務日誌（別記様式第10号）

(ｴ)　指導係長等勤務日誌（別記様式第10号の２）

キ　奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年３月奈良県警察本部訓令第２号）に規定する警ら用無線自動車勤務日誌（別記様式第６号）を作成することとされている職員

ク　奈良県警察通信指令の運営に関する訓令（平成21年12月奈良県警察本部訓令第12号）に規定する通信指令課勤務日誌（別記様式第１号）を作成することとされている職員

ケ　奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和52年１月奈良県警察本部訓令第１号）に規定する勤務日誌（別記様式第２号）を作成することとされている職員

(2)　業務日誌の作成は、別に定めのあるもののほか、勤務管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務時間、休暇、給与等に関する事務の処理を行うシステムで警務部警務課長が管理するものをいう。）により行うものとする。

10　即報について（第41条～第44条）

(1)　即報事項の取扱いについては十分留意し、疑義のあるものについては、主管課に直ちに伺いをたて、時機を失することのないようにすること。

(2)　警察署から即報を受けた主管課長は、関係所属長に対し、通報しなければならない。

(3)　第41条に規定する所属長には、実務上は、所属職員からの報告を受けて認知した警察署長及び本部各執行隊長並びに110番通報により認知した生活安全部通信指令課長が該当する場合が多いと考えられるが、その他の所属長であっても、所属職員の認知又は発見報告を受理した場合は、当然、本条に規定する所属長となる。

(4)　第41条第２項ただし書の規定により、執務時間外において生活安全部通信指令課が即報事案に該当する事案の発生又は検挙等の通報を受理し、通信指令官が当該即報事案の主管所属長に即報した場合は、警察本部当直長にも通報するものとする。

(5)　手口犯罪の即報については、この規程によるほか、別に定めるところによること。

11　臨時に当直勤務を行う場合又は当直勤務員を増員する場合の承認申請方法について（第47条・第49条）

(1)　通常、当直勤務を行っていない施設又は所属において、特に当直勤務を行う必要がある場合は、次の事項を記載した文書により申請するものとする。

ア　当直勤務を行う施設又は所属名

イ　当直勤務を行う必要がある理由

ウ　当直勤務を行う期間

エ　一日当たりの人員

オ　当直勤務の内容

(2)　当直勤務の要員を増員する必要がある場合（臨時に増員する場合を含む。）は、次の事項を記載した文書により申請するものとする。

ア　当直勤務員を増員する必要がある理由

イ　現在の人員及び増員後の人員

ウ　実施日（臨時に増員する場合は、その期間）

(3)　警察署における職場実習（職場実習及び実戦実習実施要領の制定について（平成27年７月例規第16号）に基づく捜査実習等をいう。）に伴う当直勤務員の増員については、承認申請は要しないものとする。

(4)　前記(1)及び(2)の申請は、警務課を経由して行うものとする。

12　女性警察職員の宿直勤務等について（第49条）

女性警察職員を宿直勤務に就ける場合及び深夜勤務に従事させる場合にあっては、女性のための休憩室等施設の整備その他の状況を慎重に検討した上において行うこと。

13　当直勤務の細部規程及び警察署における必要な細則の承認方法について（第50条・第69条）

これらの規程及び細則について本部長の承認を受けるときは、警務課を経由すること。

14　地域警察官に対する指導監督について（第53条）

地域警察官に対する指導監督について「別に定めるところによる。」とは、奈良県地域警察運営に関する訓令をさす。